（裏）

猟銃等所持歴	期　　間	銃　　種	処　理　結　果
	年　月　日から 年　月　日まで		
	年　月　日から 年　月　日まで		
	年　月　日から 年　月　日まで		
	年　月　日から 年　月　日まで		
	年　月　日から 年　月　日まで		
犯　　歴	年　月　日	犯　歴　の　内　容	
銃砲刀剣類所持等取締法第５条第１項第３号に係る病気、同項第４号に係る中毒又は同項第５号に係る能力の欠如若しくは著しい低下に関する治療を受けたことがありますか。			有・無

備考　１　申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

２　過去にこの様式の経歴書を添付して許可等の申請をした者にあつては、当該申請時以前の経歴は記載することを要しない。

３　職歴欄には、直前10年間の職歴を記載すること。

４　住所歴欄には、直前10年間の住所歴を記載すること。

５　猟銃等所持歴欄には、許可に係る猟銃又は空気銃について記載すること。

６　猟銃等所持歴欄中期間欄には、最初の許可年月日及び失効又は取消しの年月日、銃種欄には、ライフル銃、散弾銃、ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃、空気銃の別、処理結果欄には、失効又は取消しの別及び失効の場合にあつてはその理由を記載すること。

７　犯歴欄には、罰金以上の刑が定められた罪に当たる違法な行為について記載すること。

８　不用の文字は、横線で消すこと。

９　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

別表第二中「（第十七条の二関係）」を「（第百四条関係）」に改める。

別記様式第一号中「（第２条関係）」を「（第４条関係）」に改め、同様式の備考６中「第２条第２項」を「第４条第２項」に改める。

別記様式第二十二号中「第22号（第26条関係）」を「第90号（第116条関係）」に改め、同様式を別記様式第九十号とする。

別記様式第二十一号中「第21号（第25条関係）」を「第89号（第114条関係）」に改め、同様式を別記様式第八十九号とする。

別記様式第二十号中「第20号（第24条関係）」を「第88号（第113条関係）」に、「第24条」を「第113条」に改め、同様式を別記様式第八十八号とする。

別記様式第十九号中「第19号（第23条関係）」を「第87号（第112条関係）」に改め、同様式を別記様式第八十七号とする。

別記様式第十八号中「第18号（第23条関係）」を「第86号（第112条関係）」に改め、同様式を別記様式第八十六号とする。

別記様式第十七号中「第17号（第22条関係）」を「第85号（第111条関係）」に改め、同様式を別記様式第八十五号とする。

別記様式第十六号中「第16号（第18条関係）」を「第84号（第106条関係）」に改め、同様式を別記様式第八十四号とする。

別記様式第十五号中「第15号（第18条関係）」を「第83号（第106条関係）」に改め、同様式を別記様式第八十三号とする。

別記様式第十四号の五中「第14号の５（第17条の３関係）」を「第82号（第104条関係）」に改め、同様式を別記様式第八十二号とする。

別記様式第十四号の四中「第14号の４（第17条の２関係）」を「第81号（第103条関係）」に改め、同様式を別記様式第八十一号とする。

別記様式第十四号の三中「第14号の３（第16条の４関係）」を「第80号（第101条関係）」に改め、同様式を別記様式第八十号とする。

別記様式第十四号の二の三中「第14号の２の３（第16条の２の３関係）」を「第79号（第97条関係）」に改め、同様式を別記様式第七十九号とする。

別記様式第十四号の二の二中「第14号の２の２（第16条の２の２関係）」を「第78号（第96条関係）」に、「又は」を「若しくは」に改め、「許可」の次に「又は年少射撃資格の認定」を加え、同様式を別記様式第七十八号とする。

別記様式第十四号の二中「第14号の２（第16条の２関係）」を「第77号（第95条関係）」に改め、同様式を別記様式第七十七号とする。

別記様式第十四号中「第14号（第16条関係）」を「第76号（第94条関係）」に改め、同様式を別記様式第七十六号とする。

別記様式第十三号中「第13号（第15条関係）」を「第75号（第92条関係）」に、「散弾銃」を「ライフル銃以外の猟銃」に改め、同様式を別記様式第七十五号とする。

別記様式第十二号の二十一中「第12号の21（第14条関係）」を「第74号（第91条関係）」に改め、同様式を別記様式第七十四号とする。

別記様式第十二号の二十中「第12号の20（第14条関係）」を「第73号（第91条関係）」に改め、同様式を別記様式第七十三号とする。

別記様式第十二号の十九の八中「第12号の19の８（第11条の34関係）」を「第65号（第74条関係）」に改め、同様式を別記様式第六十五号とし、同様式の次に次の七様式を加える。